

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



平成30年度税制改正においては、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置等が行われました。

この個人所得税の平成30年度税制改正については、既に税務研修会等で講習を受けられていることと思いますが、今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、改めて税制改正の背景等を含めて説明したいと思います（出典：財務省「平成30年度税制改正の概要等」）。

個人所得課税の見直しポイント

現在の所得税の仕組は、「学校を卒業したら、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースを念頭に作られています。しかしながら、近年、例えば、「特定の企業や組織に属さず専門分野の能力等を活かしてフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う」、「高齢者が長年培った経理の知識を活かして、リタイア後にベンチャー企業の立ち上げを支援する」、「子育てをしながら会社員時代に培ったスキルを活かして在宅で仕事を請け負う」、「会社員が平日の夜や週末の時間を活かして、副業として事業の立ち上げを行い、事業が軌道に乗ったところで独立する」など、「働き方の多様化」が進展しているところです。

今回の所得税の見直しは、こうした働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き下げ、基礎控除の控除額が引き上げられました。

なお、今回の所得税の見直しは、個人の税負担に直結するものであり、十分な周知期間を設ける観点から、適用は、所得税が平成32年(2020年)分、個人住民税は平成33年(2021年)度分からとされています。

I 給与所得控除の見直し

1 税制改正の趣旨

給与所得控除については、平成26年度与党税制改正大綱において、「**現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である**」との基本的方向性が示され、同年度改正において、給与所得控除の上限額が245万円（給与収入1,500万円超）から220万円（給与収入1,000万円超）に25万円引き下げられたところです。

平成30年度税制改正においても、この方針に沿って、引き続き給与所得控除の上限の引下げが行われました。

2 給与所得控除の改正

次のとおり改正が行われました（所法28③）

- ①給与所得控除額を一律10万円引き下げることでされました。
- ②給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1,000万円）とされるとともに、その上限額を195万円（改正前：220万円）に引き下げることでされました。

この結果、平成32年分以後の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、それぞれ次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

なお、給与収入金額が850万円超の場合であっても、本人が特別障害者である場合や23歳未満の扶養親族等の対象となる扶養親族等がある場合は負担増が生じない措置があります。

II 公的年金等控除の見直し

1 税制改正の趣旨

公的年金等控除は、公的年金等収入が経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするための公的な給付であること等に配慮して設けられているものですが、**給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はなく、公的年金等収入以外の所得がいくら高くても公的年金等収入のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっています。**また、主要因は、基本的に、拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっていますが、**わが国は、拠出段階では全額控除され、給付段階でも公的年金等控除が受けられ、拠出・給付の両段階で十分な課税がなされない仕組みになっている**との指摘がありました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等控除についても改正が行われました。

2 公的年金等控除の改正

- ①控除額が一律10万円引下げられました。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限が設けられました。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げることとされました。

今回は、基礎控除の改正と、給与所得控除の改正に伴う所得税法関係の改正について説明します。



「文化勲章と文化功労者の違い」



「文化勲章」は昭和12年に制定されたもので、文化の発展に特に顕著な功績ある者に授与される勲章です。選考は、文化功労者選考分科会の意見を聞いて文部科学大臣が推薦し、閣議によって決定します。

毎年11月3日に皇居で親授式（天皇陛下から直接授与される式典）が行われます。「文化功労者」は昭和26年に制定されたもので、文化の発展に特に顕著な功績ある者のことです。選考は、文化功労者選考分科会が選んだうちから文部科学大臣が決定します。毎年、11月4日に都内のホテルで顕彰式が行われます。文化勲章受章者は、原則として前年までに文化功労者となった人の中から選ばれます。

11月の税務と労務

- ・国税／10月分源泉所得税の納付 11月12日
- ・国税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- ・国税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税／11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月4日
- ・国税／4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月4日
- ・地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内